

# 市意見の概要

## 1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) ドン・キホーテ静岡清水店
- (2) 届出日 令和8年8月6日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更の届出
  - ① 駐車場の位置及び収容台数
  - ② 駐輪場の位置及び収容台数
  - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
  - ④ 開店時刻及び閉店時刻
  - ⑤ 駐車場利用可能時間帯
  - ⑥ 駐車場の位置及び出入口の数
  - ⑦ 荷さばき可能時間帯

## 2 審査の結果

市意見なし

## 3 付帯意見

### (1) 自家用車による来店に関する事

- ① 出入口周辺における車両の滞留を発生させないよう、来店車両に対して、国道1号線からの視認性を考慮した看板等を設置し、入口の位置を明確に示すこと。
- ② 開店時等の交通誘導計画について、開店日までに市に対してその詳細を示したうえで、計画に沿った誘導を行うこと。  
(例：交通整理員の人数、配置期間、配置時間、配置位置、満車時の案内方法、店舗南側市道からの来店車両への対応策等)

### (2) 自転車による来店に関する事

- ① 駐車マス上や来客の動線上に自転車が止められることのないよう、適切に必要な追加的対策を講じること。
- ② 自動車及び歩行者等との交錯が生じないよう、適切に必要な対策を講じること

## 4 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

### (1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

### (2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。